○中部地方整備局告示第百三十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十二日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録建築物調査機関の名称
　財団法人愛知県建築住宅センター
二　住所
　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号
三　代表者氏名
　理事長　山北　康雄
四　登録年月日
　平成二十一年十月七日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　財団法人愛知県建築住宅センター　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号

国会事項

衆議院

臨時国会召集決定通知書受領

十月二十日鳩山内閣総理大臣から次の書面を受領した。

内閣閣第一七五号
平成二十一年十月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月二十六日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年十月八日衆院発第八八号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員あべ俊子君外百四十三名の代表者谷垣禎一君、井上義久君、渡辺喜美君あて別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

内閣閣第一七五号
平成二十一年十月二十日
内閣官房長官　平野　博文

衆議院議長　谷垣　禎一殿
衆議院議員　井上　義久殿
衆議院議員　渡辺　喜美殿

さきに、貴殿方を代表とするあべ俊子君外百四十三名の方々から衆議院議長を経由して内閣総理大臣あて臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る十月二十六日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

報告書受領

十月二十日内閣から次の報告書を受領した。

地方分権改革推進法第十条第三項の規定に基づく地方分権改革推進委員会第三次勧告の報告

参議院

臨時国会召集決定通知書受領

十月二十日臨時国会召集決定に関し次の通知があった。

平成二十一年十月二十日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

参議院議長　江田　五月殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月二十六日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年十月八日参庶文発第三四号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員愛知治郎君外百五名の代表者尾辻秀久君、白浜一良君あて別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

平成二十一年十月二十日
内閣官房長官　平野　博文

参議院議員　尾辻　秀久殿
参議院議員　白浜　一良殿

さきに、貴殿方を代表とする愛知治郎君外百五名の方々から参議院議長を経由して内閣総理大臣あて臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る十月二十六日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

報告書受領

十月二十日内閣から、地方分権改革推進法第十条第三項の規定に基づく地方分権改革推進委員会第三次勧告の報告を受領した。

人事異動

法務省

青木　康國　青柳　幸一
井口　博　岩原　紳作　赤坂　正浩
宇藤　崇　大塚　直　上田　栄治
大渕　哲也　奥山　明良　大橋　洋一
加藤　英継　金井　重彦　小畑　英一
嘉村　孝　鴨田　哲郎　兼原　敦子
岸井大太郎　木田　卓寿　川端　博
北村　喜宣　桑村　竹則　北村　大
小寺　彰　酒巻　匡　厚井乃武夫
椎橋　隆幸　潮見　佳男　笹田　栄司
志谷　匡史　進士　肇　志田　至朗
鈴木　善和　泉水　文雄　杉山　真一
髙橋　順一　只木　誠　鷹取　信哉
谷口勢津夫　千葉　勝郎　田邊　誠
茶園　成樹　土田　道夫　千葉　肇
富田美栄子　長﨑　俊樹　角田　大憲
中西　正　野村　修也　中西　武夫
野呂　充　原　強　野村　美明
三森　仁　三原　秀哲　水野　忠恒
山口　厚　山田　誠一　武藤　佳昭
山本　克己　山本　隆司　山野目章夫
吉田　秀康　渡辺　達徳　横山　潤

判事
同　大鷹　一郎　同　青野　洋士
同　杉原　則彦　同　金地　香枝
同　春名　茂　同　原　啓一郎
同　古谷恭一郎　同　藤下　健
同　八木　一洋　同　松井　英隆

判事兼簡易裁判所判事
同　内田　博久　同　伊藤　雅人
同　岡崎　克彦　同　大西　勝滋
同　岸　日出夫　同　河原　俊也
同　栗原　正史

同　齋藤　千恵　同　佐藤　卓生
同　立川　毅　同　長瀬　敬昭
同　松本光一郎　同　渡部　勇次

平成二十二年司法試験（新司法試験）考査委員に任命する

任期は平成二十二年十月三十一日までとする（各通）

検事
同　伊藤　栄二　同　石井　隆
同　岡本　哲人　同　江原　健志
同　小野瀬　厚　同　沖中　康人
同　金子　修　同　角井　俊文
同　菊池　浩　同　河合　芳光
同　北薗　信孝　同　岸　秀光
同　佐々木宗啓　同　小池　隆
同　舘内比佐志　同　島﨑　邦彦
同　飛澤　知行　同　筒井　健夫
同　永谷　典雄　同　永村　俊朗
同　東　亜由美　同　西山　卓爾
同　山﨑　耕史　同　平光　信隆
検事兼法務事務官
同　山田　英夫
法務事務官
同　内野　宗揮
同　加藤　俊治
千葉　明

平成二十二年司法試験（新司法試験）考査委員に併任する

併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする（各通）（以上十月十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、インドネシア国大統領スシロ・バンバン・ユドヨノ閣下の大統領再任につき、十月二十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十一年十月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更